

## 検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和4年7月29日付、保医発0729第4号」により、  
下記の検査項目診療報酬の算定方法一部変更が通知されましたのでご案内いたします。  
お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 保険収載内容の一部変更項目

- SARS-CoV-2 抗原検出

#### 適用日

2022年8月1日（月）から適用



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量)	定性 300点 (150点×2回分)  定量 560点 (280点×2回分)	免疫学的 検査判断料 144点	[D012] 感染症免疫 学的検査の [26][52]	<p>(53) SARS-CoV-2抗原検出 (定性・定量)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ SARS-CoV-2抗原検出 (定量) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出 (COVID-19の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として<u>化学発光酵素免疫測定法 (定量)</u>、<u>電気化学発光免疫測定法 (定量)</u> 又は<u>化学発光免疫測定法 (定量)</u> によるSARS-CoV-2抗原検出 (定量) を行った場合に限り、[52] HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」 (令和3年2月25日 健感発 0225 第1号) の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、SARS-CoV-2抗原検出 (定量) を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出 (定性) については、別に算定できない。</p>